

(平成25年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月6日から同年12月6日までの期間及び48年4月6日から同年12月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年4月6日、資格喪失日に係る記録を同年12月6日、資格取得日に係る記録を48年4月6日、資格喪失日に係る記録を同年12月6日とし、47年4月から同年8月までの標準報酬月額を2万8,000円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を3万円、48年4月から同年11月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から49年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日から49年3月31日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「臨時的任用職員の採用について（通知）」及び「辞令書」、申立てに係る事業所の承継事業所であるB社（以下「承継事業所」という。）から提出された「辞令履歴簿」並びに承継事業所の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月6日から同年12月5日までの期間及び48年4月6日から同年12月5日までの期間について、申立てに係る事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持している上記通知には、「健康保険および厚生年金保険には加入」と記載されている上、承継事業所から提出された「臨時的任用職員取扱要領」には、「臨時的任用職員は、法令の定めるところにより、健康保険及び厚生年金保険の被保険者となるものであること。」と規定されている。

さらに、申立期間当時、申立てに係る事業所を所管していたC社は、「人事記録等の関連書類から、申立人は辞令履歴簿及び辞令書で臨時的任用職員として勤務が確認できる期間について、厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月6日から同年12月6日までの期間及び48年4月6日から同年12月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している「辞令書」等により確認できる日給額から、昭和47年4月から同年8月までは2万8,000円、同年9月から同年11月までは3万円、48年4月から同年11月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、確認できる関係資料は残っていないが、給与から控除した厚生年金保険料については機械的に納付しており、申立人に係る保険料についても社会保険事務所（当時）に納付したはずであると回答しているが、申立期間における申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和47年4月から同年11月までの期間及び48年4月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年12月1日から47年4月6日までの期間、同年12月6日から48年4月6日までの期間及び同年12月6日から49年4月1日までの期間については、時期は異なるが、申立てに係る事業所に勤務していた者から、臨時的任用職員としての任用期間以外も継続して勤務し、同様の給与を支給されていたとする供述があるものの、承継事業所は、申立人の申立期間のうち、臨時的任用期間以外の期間に係る勤務実態については不明である上、厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い旨回答している。

このほか、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和46年12月1日から47年4月6日までの期間、同年12月6日から48年4月6日までの期間及び同年12月6日から49年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和33年8月にC社（現在は、D社）に入社し、同社E支店で勤務していた。35年7月に同社E支店がA社として独立した後も、36年4月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社及びA社における同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

また、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同社における同被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出されたA社の社名が記載された同年6月分から同年10月分までの給料支払明細書において、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間

に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿によると、その設立年月日は同年6月3日であるとともに、複数の同僚の供述により、同社には常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において、厚生年金保険料は翌月控除であったものと推認され、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額は同額であり、その金額に見合う標準報酬月額はC社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和35年6月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないため、不明であるとしているが、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B本社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

A社B本社から同社C事業部に所属が変更になった時の申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B本社から同社C事業部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B本社）における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）国民年金 事案 1457

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から8年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成5年2月から8年11月まで

私は、夫が60歳になった平成5年*月に役場から国民年金加入についての通知が送付されてきたため、加入手続を行い、毎月、申立期間の国民年金保険料を役場の窓口で納付していた。

1年程前に領収書は廃棄したが、納付していたことは間違いなく、申立期間について国民年金保険料納付記録が無いことに納得できない。納付する必要がない第3号被保険者期間に納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の記録を見ると、申立期間を含む昭和61年4月から平成8年11月までの期間は第3号被保険者として取り扱われていたことが確認でき、これは申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金個人台帳の記録及びオンライン記録と一致している。第3号被保険者は、制度上、国民年金保険料を納付する必要が無いことから、申立人に対して納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人の年金手帳、上記国民年金個人台帳及びオンライン記録において、申立人に係る被保険者の種別を第3号被保険者から第1号被保険者に変更する等の処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間を含む昭和50年11月以降、申立人はA町の同一住所に居住しており、同町が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行っても、別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1458

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成4年1月から5年9月まで

私は、会社を退職した後、平成4年1月頃にA区役所において国民年金の加入手続を行い、毎月、B郵便局で国民年金保険料を納付していた。さらに、結婚後には保険料を一括で納付した記憶もあるのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の記号番号の被保険者の第3号被保険者資格取得の処理日等から、平成7年10月頃にC市において払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認されることから、申立人は、この加入手続において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した4年1月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、納付することが可能であった5年10月以降の国民年金保険料を納付する一方で、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で保険料を納付していたとしているが、その加入手続及び保険料納付の記憶は明確ではない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2872（広島厚生年金事案 579、1272、1942、2180 及び 2450 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年6月まで

私は、申立期間当時、A社B出張所で班の帳付として働いていた。申立期間における厚生年金保険料の控除については元労務担当者が証言をしてくれているにもかかわらず、認められないのは納得できない。

基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされており、別の班の帳付であった同僚には加入記録があるのに、私に記録が無いことに納得できないので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 第1回目から4回目までの申立てにおける申立期間は、申立期間①は昭和33年4月から35年10月まで、申立期間②は同年10月から36年5月まで、申立期間③は同年5月から同年10月まで、申立期間④は同年10月から38年6月までであったが、第1回目の申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管しているA社C支店及び同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、ii) 同社本社では、当時の記録が無いため、厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、iii) 申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であったとする3人は、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無く、同社では、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、既に年金記録確認第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年3月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第2回目の申立てでは、申立人は、i) 申立期間④当時のA社B出張所の

労務担当者から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述が得られたこと、ii) 昭和 28 年の社会保険庁（当時）の通達により、基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされたこと、iii) 同社が資格取得届を提出しないまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があること、iv) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に申立人の記録があった可能性があること等を主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げた A 社 B 出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金に加入することになっており、申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、新たに申立人が名前を挙げた同僚のうち、回答のあった 6 人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が同期であったと主張する 4 人も、申立人が勤務していたとする出張所等を管轄していた同社 D 支店では厚生年金保険に加入していないこと、iii) 申立人が提出した通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和 28 年 9 月 9 日付け保険発第 195 号) の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされており、同社から給与を受けていたとする申立人は同通達の対象者ではないこと、iv) 申立人は、申立期間において所属していた E 班の後継事業所である F 社の代表取締役であった平成 7 年当時、社会保険事務所から社会保険の適用除外の承認を受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A 社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があることと主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いこと、v) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳は、昭和 32 年 9 月以前の加入者の記録であり、申立人の申立期間に係る紙台帳が廃棄されたとは考え難いこと、vi) 第 2 回目の申立てで追加された申立期間④のうち昭和 38 年 5 月及び同年 6 月については、前述の元労務担当者の供述から、当該期間に申立人が同社 B 出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、当該労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としていること、そのほかに年金記録確認第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第 3 回目の申立てでは、申立人は、i) 申立期間④について、厚生年金保

除料控除を示す資料としてA社B出張所の元労務担当者が新たに作成した文書があること、ii) 申立期間④当時の同僚で世話役であった者の名前を新たに挙げていること、iii) 申立期間①について、自身と働いていた現場は異なるが、同期の同僚4人には、同社C支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が勤務していた同社G出張所も同社C支店が管轄する現場であったことから、申立人のみに記録が無いのは納得がいかないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げたA社B出張所の元労務担当者が新たに作成したとする文書は、個人名により平成23年2月3日付けで作成されており、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、また、同社では、当時の記録が無いため、申立人の厚生年金保険への加入の有無は不明であると回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) 同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、新たに挙げた同僚の名前は見当たらないこと、iii) 申立期間①において、同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同じ班で基幹要員であった者の名前は見当たらない上、同社本社によると、申立期間①当時の同社G出張所の管轄は、時期は不明なものの、同社C支店から同社D支店に変更されていたとしている上、申立期間①当時、申立人が同社C支店で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、平成23年3月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第4回目の申立てでは、申立人は、基本方針の「第1 基本的考え方」、「第3 判断の基準」及び「別表2」の肯定的な周辺事情の例に基づき、再度、審議してほしいとしており、特に、「別表2」の肯定的な周辺事情の例として、申立期間④に係るA社B出張所の元労務担当者が文書等で、「厚生年金保険料を申立人から徴収した。」と供述していることを挙げ、再申立てを行っている。

しかしながら、これまでの申立人に係る申立てに対して、年金記録確認第三者委員会は基本方針に基づいて審議を行っており、肯定的な周辺事情だけでなく、否定的な周辺事情も含めて総合的に判断し、「明らかに不合理ではなく、一応、確からしいこと」とまでは言えないとして、年金記録の訂正は必要でないとの結論を出しており、再度、申立人が名前を挙げた申立期間④に係るA社B出張所の元労務担当であったとする者に聴取を行ったが、同人は申立人に係る具体的な被保険者期間、保険料控除額等を記憶しておらず、その供述内容は曖昧であり、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定

的な周辺事情の例とは言い難いことから、既に年金記録確認第三者委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第 5 回目の申立てに当たり、申立人は、申立期間を申立期間①は昭和 36 年 4 月及び同年 5 月、申立期間②は同年 5 月から同年 10 月まで、申立期間③は同年 10 月から 38 年 6 月までと国民皆年金制度が確立され年金制度が整備されたと考える 36 年 4 月以降に限定の上、申立期間当時、申立人は、土木建築業者に雇用される基幹要員であったことから、当時の法令に従えば、当然に厚生年金保険に加入しているはずであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、当時の法令に合わせて記録を訂正してほしいと主張するのみであり、申立人からは申立期間において給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料や情報の提出は無く、そのほか年金記録確認第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間を昭和 36 年 10 月から 38 年 6 月までと厚生年金保険料控除について A 社 B 出張所の元労務担当者からの証言が得られている期間に限定の上、当該期間に申立人が勤務していた同社 B 出張所において、別の班の帳付として勤務していた同僚に記録が有るのに、申立人に記録が無いことに納得できないとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が申立期間当時、A 社 B 出張所の元労務担当であったとする者が提出している文書は、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定的な周辺事情の例とは言い難い。

また、申立人が新たに名前を挙げた同僚 4 人のうち、3 人は既に死亡しており、残りの 1 人は、A 社 B 出張所での勤務期間中は厚生年金保険料の控除は無かったとしているとともに、申立人の厚生年金保険の加入等についても具体的な供述は得られなかった。

このほか、年金記録確認第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 27 日から 49 年 3 月 20 日まで

私は、時期ははっきり覚えていないが、申立期間の直前に勤務していた事業所の同僚に誘われてA社に就職し、トラックの運転手として2回勤務した。2回目に勤務した時の厚生年金保険の加入記録は有るのに、それより長く勤務した申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から、申立人は、申立期間の当時、申立事業所に勤務していたことがあるものと推認されるが、勤務の時期等については特定できない。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所に係る商業登記簿も見当たらず、当時の事業主等は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚が申立事業所の従業員として名前を挙げた他の同僚のうち、同事業所における厚生年金保険の加入記録を確認できない者が複数みられ、申立期間当時、同事業所では、必ずしも従業員の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月23日から34年1月1日まで

私は、昭和33年9月23日から同年12月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る在職証明書、A社から提出された人事関係書類及び同社の回答から、申立人が、昭和33年9月23日から同年12月31日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「給与関係の台帳及び厚生年金保険の届出に係る書類については、保存年限を経過しているため廃棄されており、資格取得の届出、厚生年金保険料の控除等については不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の前任及び後任とみられる4人の同僚のうち、2人については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらず、申立期間当時、同社では、勤務形態や勤務期間等によって、必ずしも勤務する全ての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。